

危険物新聞

危険物保安功労者(消防庁長官)表彰 松村監事(大阪市危険物安全協会役員)受彰

自治省消防庁では、平成元年度危険物保安功労者の消防庁長官表彰を、6月12日午後、東京都“スクワール麹町”で挙行、個人16名と5団体が表彰された。

本会の監事松村喜美氏も永年の功労により受彰の栄に浴された。同氏は、大阪市危険物安全協会の監事でもあり、㈱スタンダード石油大阪発売所社長として、昭和38年5月から、大阪市協会並に大阪府連合会の副会長として、また昭和55年5月からは監事として危険物の自主防災に率先尽力された。



式辞を述べられる矢野長官(6月12日)

柴田 實 寝屋川協会長

総理大臣表彰

7月1日、国民安全の日にちなみ、防火、交通等安全功労者として、寝屋川市防火協会会長柴田實氏が、総理大臣から表彰された。

浜田理事、消防庁長官表彰受彰

また、枚方市防火協会会長浜田憲三氏(本会理事)は7月6日、安全功労者消防庁長官表彰を受彰された。

第427号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

6月12日に表彰された危険物保安功労者は次のとおりである。

■危険物保安功労者

▷前側内匠(北海道危安連副会長)▷石橋富士保(青森県危連副会長)▷国久貞雄(遠野地区危安協顧問)▷荒川豊治(秋田県危協理事)▷石川重雄(埼玉県危連副会長)▷鈴木重司(千葉県危連監事)▷市川真(東村山消防協会会長)▷高森助(新潟県危協理事)▷斎藤隆久(長野県危協理事)▷松村喜美(大阪府危協監事)▷幸岡清市(兵庫県危連監事)▷田中慎三(岡山県危連理事)▷清家孝(大分県危協監事)▷米田増也(鹿児島県危連副会長)▷西川康二(住友化学工業㈱環境保安部長)▷多久島弘之(九州電力㈱相浦発電所運転課副長)

■危険物保安功労団体

▷天童市危険物安全協会(山形県)▷福知山危険物安全協会(京都府)▷松江地区危険物保安協会(島根県)▷防府地区危険物安全協会(山口県)▷日向地区危険物安全協会(宮崎県)

全国危険物安全協会・安全大会

鴻野副理事長他61名と17団体

全危協理事長表彰受彰

開催全国危険物安全協会では、平成元年度危険物安全大会を、6月12日スクワール麹町で開催した。

はじめに、三井銀行調査部長斎藤章二氏の特別講演「日米経済の見通し」があり、引き続き長官表彰式、安全大会が行われた。

安全大会では、理事長から危険物保安功労者62名と17団体が表彰され、個人12名と10団体に感謝状が贈呈された。

大阪府危険物安全協会関係は次のとおり。

▷鴻野眞太郎(本会副理事長、大阪市危険物安全協会副会长)▷石橋総太郎(本会理事、松原市火災予防協会会長)▷下条信治(本会理事、堺高石防災協会連合会副会长)▷東大阪市防火協力会連絡協議会(会長勝井孝)

危険物の規制に関する政令等の一部を 改正する政令等の施行について（その5）

（平成元年3月1日、消防危第14号、消防特第34号、消防庁次長通達）

第5 運搬及び移送の技術上の基準に関する事項

1 運搬容器の技術上の基準

(4) 運搬容器は、国際基準との整合性を確保する観点から、原則として、落下試験、気密試験、内圧試験及び積み重ね試験において一定の基準に適合する性能を有しなければならないものとされたが（規則第43条第4項本文、告示第68条の5）、第5の3の容器による危険物の貯蔵の基準及び2の積載方法の基準は、これらの試験によって担保される容器の性能を勘案して規定したものであること。ただし、一定の容器については、これらの試験によって担保される性能を有することを要しないものとされたこと（規則第43条第4項ただし書、告示第68条の6）。

2 積載方法の技術上の基準

(1) 収納の基準について規定が設けられたが（規則第43条の2）、その内容は、旧規則別表第3に規定されていた内容を基本としたものであること。

(2) 運搬容器について、従来の運搬容器（ガラスびんなど）に外装（木箱など）を施すという考え方を改め、外装容器（木箱など）と内装容器（ガラスびんなど）とで構成されるものを一体として運搬容器として位置づけることとし、現行の包装の基準（旧規則別表第3）が、外装容器の基準（規則別表第3、第3の2）及び収納の基準（規則第43条の2）に分類されたため、包装の基準については削除されたこと（旧令第29条第2号、第3号、第4号、旧規則第43条第1項、第2項、

第44条第2項から第4項まで）。

(3) 運搬容器への表示の内容として、危険等級及び「水溶性」の表示（第4類の危険物のうち水溶性の性状を有するものに限る。）が追加され、また、危険物の範囲の見直しに伴い、各類の危険物の危険性が明確にされたことから、注意事項の表示についてもより危険物の危険性に即したものに改められたこと（規則第44条第1項）。なお、第1類、第2類又は第4類の危険物（危険等級Iの危険物を除く。）の運搬容器で、最大容積が500ml以下の中のものについては、表示内容について特例が認められたこと（規則第44条第2項、なお、規則第39条の3第3項）。

(4) 運搬中の危険物の保護措置として、日光の直射又は浸透を防ぐための被覆のほか、第5類の危険物のうち55°C以下の温度で分解するおそれのあるものについては、保冷コンテナに収納する等適正な温度管理をしなければならないものとされたこと（令第29条第5号、規則第45条第3項）。

(5) 危険物の範囲の見直しに伴い、各類の危険物の危険性が明確にされたことから、類を異にする危険物の混載について、規定の整備が図られたこと（規則別表第44）。

(6) 危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合の高さ制限（3m以下）等について新たに規定が設けられたこと（令第29条第7号、規則第46条の2）。

3 移送の基準

危険物の範囲の見直しに伴い、長距離にわたる移送に



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

スプリンクラー設備

ドレンチャー設備

泡消火設備

ガス消火設備

粉末消火設備

自動火災報知設備

避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号

〒550 電話(06)443-2456(代)

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号

〒547 電話(06)707-33341



あっても交替の運転要員の確保を要しない危険物の範囲が改められたこと（令第30条の2第2号、規則第47条の2第2項）。

4 その他規定の整備が図られたこと。

第6 その他の事項

1 危険物保安監督者に関する事項

- (1) 改正法により、危険物保安監督者の被選任要件として6月以上の実務経験が必要とされることとされたが（法第13条第1項）、この実務経験は、許可施設における実務経験に限られるものであること（規則第48条の2）。ただし、危険物の範囲の見直しに伴い、新たに許可施設となり、かつ、危険物保安監督者を定めなければならないこととなる製造所等で、平成2年5月23日前において6月以上従事している甲種危険物取扱者は又は乙種危険物取扱者は、平成3年11月22日までの間に限り、当該製造所等の危険物保安監督者となることができるものとされたこと（改正規則附則第25条）。
- (2) 危険物保安監督者の選任の届出書には、実務経験を証明する書類を添付しなければならないこととされたこと（規則第48条の3）。

2 予防規程に関する事項

- (1) 航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所並びに給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の屋内給油取扱所において、新たに予防規程を定めなければならないこととされたこと（規則第61条）。
- (2) 予防規程の認可の申請書は、正本及び副本の区別を廃し、2部提出するものとされたこと（規則第62条第2項）。

3 保安検査及び定期点検に関する事項

- (1) 海上タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所には、保安検査及び定期点検のうち内部点検の適用はないもので

あること（規則第62条の2の2、第62条の5）

- (2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査について、規定が整備されたこと（規則第62条の3第3項）
- (3) 移動貯蔵タンクの構造（水圧試験に係る部分に限る。）に係る定期点検を行わなければならない時期について、特例が整備されたこと（告示第71条）。なお、本改正規定は、既設の移動タンク貯蔵所に関し計画的な定期点検の実施が図られるよう、平成5年5月23日から施行されるものであること（改正告示附則第1条）。

4 手数料に関する事項

- (1) 従来想定されていなかった新たな貯蔵、取扱形態の製造所等について、施設の形態に対応した技術基準の整備が図られたこと等により、これらの製造所等の設置許可の際の審査項目が増加すること等を踏まえ、屋内貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び販売取扱所の設置許可に係る手数料の区分について見直しが図られたこと（令第40条第1項）。
- (2) 屋内給油取扱所の技術基準の整備による設置許可の際の審査項目の増加に伴い、屋内給油取扱所の設置許可に係る手数料が屋外給油取扱所とは別に定められたこと（令第40条第1項）。
- (3) 指定講習（改正法附則第7条第2項）の受講に係る手数料は、乙種危険物取扱者試験の受験手数料と同額（3,400円）とされたこと（改正令附則第16条第1項）。
- (4) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和63年自治省令第18号）による危険物取扱者免状の様式の変更及び記載事項の追加に伴い、危険物取扱者免状の交付、書換え及び再交付に係る手数料が改定されたこと（令第40条第1項、規則第70条の2）。
- (5) 移送取扱所の設置の許可及び保安検査に係る手数料については、経済情勢等を踏まえて引上げが行われた

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

こと（令第40条第1項）。

- (6) 海上タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の変更（タンク本体及び定置設備（定置設備の地盤を含む。）の変更以外の変更に限る。）の許可に係る手数料については、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、変更の許可に係る手数料を適用するものとされたこと（規則第70条第1号）。

5 その他

- (1) 海上タンクである特定屋外貯蔵タンクの空間容積は、当該タンクの内容積のうち、第3種の消防設備の消火剤放射口の下部0.3m以上1m未満の面から上部の容積（規則第3条第1項ただし書）とされたこと（規則第3条第2項第1号）。
 - (2) 改正法により、乙種危険物取扱者試験の受験資格から危険物取扱いの実務経験の要件が削除されたが（旧法第13条の2第5項）、これに伴う規定の整備が図られたこと（旧規則第53条の2、規則第57条）。
 - (3) 危険物保安技術協会の検査員の資格について規定が設けられたが（令第41条の3）、その内容は、改正前の消防法施行令第5条の2の規定と同様であること。
 - (4) 「液状」（法別表備考第1号）について定義規定が設けられたが（規則第69号の2）、この確認方法については、試験通達により既に通知したところであること。
 - (5) 自治省組織令（昭和27年政令第381号）が改正され、改正法附則第10条により消防庁の事務に加えられた「消防法第2条第7項に規定する危険物の判定に係る試験の方法の研究及び立案に関する事項」（消防組織法第4条第11号の2）は、消防庁危険物規制課において所掌することとされたこと（自治省組織令第44条第1号）。
 - (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号。以下「石災令」という。）が改正され、石

油コンビナート等特別防災区域内の第二種事業所の指定基準の1つとされている改正前の消防法施行令第5条に規定する準危険物について、令別表第4の品名欄に掲げる物品のうち、可燃性固体類にあっては1万トン 可燃性液体類にあっては1万立方メートルに改められ（石災令第3条第1項第4号、第2項第4号）、また、市町村長から都道府県知事への報告事項に法第12条の2 第1項に定める許可の取消しが加えられたこと（石災令第35条第1項）。

第7施 行期日及び経過措置

1 施行期日

施行期日は、原則として、平成2年5月23日とされたこと。ただし、給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所並びに給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所を除く。）及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所に係る改正規定は平成元年3月15日から、危険物取扱者免状に係る改正規定は平成元年4月1日からそれぞれ施行される等、改正令公布日（昭和63年12月27日）、改正規則公布日（平成元年2月23日）、改正告示公布日（平成元年3月1日）、平成元年3月15日、平成元年4月1日、平成2年5月23日及び平成5年5月23日の7段階で施行されるものであること（改正令附則第1条、第10条第6項、改正規則附則第1条から第3条まで、改正告示附則第1条）。

- (1) 改正令公布日（昭和63年12月27日）から施行されるもの
ア 第6の4(5)の移送取扱所の設置の許可及び保安検査に係る手数料の引き上げに関する事項
イ 第6の5(5)の自治省組織令の改正に関する事項

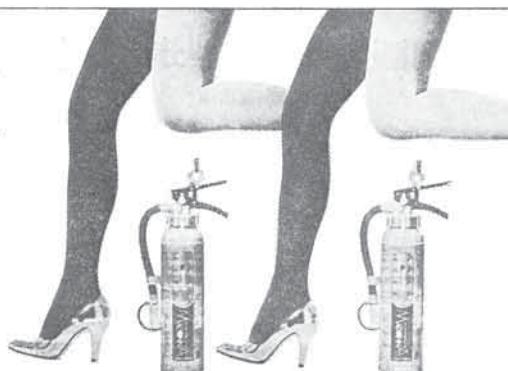
(2) 改正規則公布日（平成元年2月23日）から施行されるもの

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



モジマ 豊田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
・群馬・宮城・山形・福島・松山・札幌・旭川



- ア 第3の2(1)ア、3(1)ア、(2)ア、4(1)ア、9(1)ア、(2)ア及び13(1)アの製造所等の保安距離に関する事項
イ 第6の1の危険物保安監督者に関する事項
(3) 改正告示公布日(平成元年3月1日)から施行されるもの
第3の12の移送取扱所の配管等の材料の規格に関する事項
(4) 平成元年3月15日から施行されるもの
ア 給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所並びに給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所を除く。)に関する事項
(ア) 第2の1(2)の屋内給油取扱所の設置又は変更の許可の申請に係る位置、構造及び設備に関する図面の記載事項に関する事項
(イ) 第3の10の給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所並びに給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所を除く。)の基準に関する事項
(ウ) 第3の14(1)ウのうち、給油取扱所の消火設備に関する事項
(エ) 第3の14(2)のうち、給油取扱所の警報設備に関する事項
(オ) 第4の1(2)のためます又は油分離装置にたまつた危険物のくみ上げに関する事項
(カ) 第4の4(1)の給油取扱所における取扱いの基準に関する事項
(キ) 第6の4(2)の屋内給油取扱所の設置許可に係る手数料の改定に関する事項
イ 海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所に関する事項

- (フ) 第2の1(3)の海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置又は変更の許可の申請に係る添付書類に関する事項
(ヘ) 第2の2(1)の海上タンクの完成検査前検査に関する事項
(ヴ) 第3の4(4)の海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の基準の特例に関する事項
(エ) 第3の14(1)ウのうち、海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の消火設備に関する事項
(オ) 第6の3(1)の海上タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査及び内部点検の不適用に関する事項
(カ) 第6の3(2)の岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査に係る規定の整備に関する事項
(キ) 第6の4(6)の海上タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の変更の許可に係る手数料の特例に関する事項
(ヘ) 第6の5(1)の海上タンクの空間容積に関する事項
(5) 平成元年4月1日から施行されるもの
ア 第6の4(4)の危険物取扱者免状の交付等の手数料の改定に関する事項
イ 第6の5(2)の乙種危険物取扱者の受験資格の緩和に伴う規定の整備に関する事項
(6) 平成2年5月23日から施行されるもの
(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事項以外の事項
(7) 平成5年5月23日から施行されるもの
第6の3(3)の移動タンク貯蔵所の定期点検の時期の特例に関する事項

(次号へつづく)

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
大きくはばたいています。
今後ともよろしくお願ひいたします。

ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代
本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代



■営業品目 ■ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

昭和63年度 都道府県別 危険物取扱者試験受験者数と合格率

| 都道府県 | 甲 受験者数 | 種 合 格 率 | 乙種4類 | | 丙 受験者数 | 種 合 格 率 |
|------|-----------|------------|---------|-------|-----------|------------|
| | | | 受験者数 | 合 格 率 | | |
| 北海道 | 219 | 16.0 | 10,670 | 30.2 | 14,157 | 60.5 |
| 青森県 | 60 | 23.3 | 2,166 | 28.8 | 6,186 | 58.6 |
| 岩手県 | 27 | 37.0 | 2,027 | 30.9 | 4,900 | 61.0 |
| 宮城県 | 88 | 35.2 | 3,424 | 30.5 | 5,216 | 56.7 |
| 秋田県 | 23 | 26.1 | 1,672 | 35.8 | 4,723 | 47.2 |
| 山形県 | 29 | 27.6 | 1,738 | 39.7 | 3,548 | 58.0 |
| 福島県 | 220 | 14.1 | 4,141 | 30.9 | 7,424 | 54.8 |
| 茨城県 | 577 | 31.2 | 4,470 | 33.8 | 3,357 | 51.2 |
| 栃木県 | 112 | 29.5 | 2,958 | 33.8 | 4,756 | 60.4 |
| 群馬県 | 138 | 29.0 | 4,138 | 35.7 | 1,633 | 60.3 |
| 埼玉県 | 453 | 52.3 | 4,420 | 39.8 | 2,631 | 66.6 |
| 千葉県 | 1,079 | 27.1 | 5,294 | 37.3 | 2,073 | 52.3 |
| 東京都 | 522 | 41.2 | 18,693 | 34.7 | 7,531 | 64.2 |
| 神奈川県 | 1,404 | 33.4 | 6,371 | 41.7 | 3,858 | 54.6 |
| 新潟県 | 114 | 41.2 | 3,534 | 35.8 | 3,941 | 56.1 |
| 富山县 | 189 | 29.6 | 1,817 | 40.2 | 2,281 | 57.7 |
| 石川県 | 21 | 42.9 | 1,611 | 32.4 | 2,613 | 57.8 |
| 福井県 | 96 | 14.6 | 1,200 | 40.5 | 2,626 | 49.8 |
| 山梨県 | 46 | 10.9 | 1,227 | 32.8 | 1,987 | 60.2 |
| 長野県 | 96 | 24.0 | 2,551 | 38.9 | 3,058 | 56.5 |
| 岐阜県 | 113 | 30.1 | 2,610 | 32.2 | 3,748 | 42.0 |
| 静岡県 | 388 | 22.4 | 9,135 | 37.1 | 7,578 | 55.8 |
| 愛知県 | 666 | 24.9 | 10,779 | 41.1 | 13,810 | 60.2 |
| 三重県 | 304 | 29.6 | 3,016 | 36.4 | 2,178 | 60.0 |
| 滋賀県 | 200 | 39.0 | 2,526 | 35.9 | 2,396 | 44.2 |
| 京都府 | 220 | 34.1 | 3,138 | 38.1 | 2,962 | 58.5 |
| 大阪府 | 1,102 | 49.3 | 9,557 | 38.5 | 6,267 | 61.5 |
| 兵庫県 | 548 | 30.5 | 6,961 | 35.2 | 6,013 | 60.5 |
| 奈良県 | 65 | 23.1 | 1,163 | 32.9 | 695 | 53.2 |
| 和歌山县 | 123 | 47.2 | 1,440 | 40.3 | 1,638 | 56.8 |
| 鳥取県 | 9 | 22.2 | 643 | 38.4 | 1,387 | 67.3 |
| 島根県 | 21 | 9.5 | 874 | 34.9 | 2,337 | 61.2 |
| 岡山県 | 508 | 18.5 | 3,808 | 33.3 | 4,766 | 43.2 |
| 広島県 | 180 | 37.8 | 4,527 | 35.0 | 5,487 | 48.9 |
| 山口県 | 530 | 36.4 | 3,212 | 41.6 | 5,564 | 53.5 |
| 徳島県 | 64 | 28.1 | 1,125 | 32.5 | 2,000 | 53.9 |
| 香川県 | 75 | 24.0 | 1,282 | 36.3 | 1,772 | 58.0 |
| 愛媛県 | 121 | 43.0 | 1,444 | 45.8 | 2,439 | 54.0 |
| 高知県 | 1 | 0.0 | 864 | 35.3 | 1,603 | 56.6 |
| 福岡県 | 181 | 34.8 | 6,741 | 36.8 | 7,935 | 51.6 |
| 佐賀県 | 28 | 14.3 | 1,434 | 28.2 | 2,581 | 64.1 |
| 長崎県 | 15 | 13.3 | 1,884 | 43.0 | 3,776 | 56.0 |
| 熊本県 | 73 | 15.1 | 2,302 | 31.7 | 5,227 | 55.5 |
| 大分県 | 167 | 18.0 | 1,896 | 34.2 | 2,750 | 54.5 |
| 宮崎県 | 110 | 21.8 | 1,977 | 23.6 | 3,923 | 55.6 |
| 鹿児島県 | 18 | 33.3 | 2,270 | 33.7 | 4,682 | 46.2 |
| 沖縄県 | 20 | 30.0 | 1,478 | 29.5 | 1,404 | 46.4 |
| 合計 | 11,363 | 32.2 | 172,208 | 35.8 | 195,417 | 56.2 |

平成元年度 第2回危険物取扱者試験

10月10日(祭)、工大で

消防試験研究センター大阪府支部では、平成元年度第2回危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

▷試験日 10月10日(祭) 午前 乙種4類
午後 甲種、乙種1~6類、丙種

▷試験場 大阪工業大学(大阪市旭区)

▷願書受付 9月7日(木)、8日(金)

▷受付場所 大阪府職員会館

準備講習受付は9月4日から

受験準備講習は、乙種4類及び丙種について、大阪、堺茨木、守口及び十三会場で別掲のとおり行なわれる。



Hatsuta
SUS

国家検定合格品

DP-10SUS NR-3SUS

ハイグレード満載!

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末-DP-10SUS・20SUS
- 強化液-NR-3SUS・6SUS

ハツタ・ステンレス消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281㈹
大阪支社
〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎ (06) 473-4870

消防点検は...マルナカ

**マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。**

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)
東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)
神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

危険物取扱者養成講習ご案内

平成元年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日 時・会 場

| 種 別 | 講 習 日 | 時 間 | 会 場 |
|-------|---|------------|--|
| 乙種第4類 | 1期 9月21日(木)、9月27日(水) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ) |
| | 2期 9月13日(水)、9月22日(金) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 3期 9月26日(火)、9月27日(水) | 10時～16時30分 | 堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分) |
| | 4期 9月12日(火)、9月13日(水) | 9時30分～16時 | 茨木市商工會議所 (茨木駅ヨリ約13分) |
| | 5期 9月18日(月)、9月20日(水) | 10時～16時30分 | 守口市民会館 (地下鉄守口駅スグ、京阪守口駅ヨリ5分) |
| | 6期 9月18日(月)、9月19日(火) | 10時～16時30分 | 淀川産業会館 (阪急十三駅ヨリ東へ5分) |
| | 休日コース 9月10日(日)、9月23日(祭) 10月1日(日) | 10時～16時30分 | 大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅西へ5分) |
| | 夜間コース 9/13(水)、9/19(火)、9/21(木)、 9/26(火)、9/28(木) | 17時30分～20時 | 大阪府商工会館 |
| 丙 種 | 9月28日(木) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |

2. 受付期間と場所

| 受 付 場 所 | 日 時 |
|--|--|
| 豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会 | 9月4日(月) 午前10:00～11:30 |
| 茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会 | 9月4日(月) 午後2:00～4:00 |
| 東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分) (地下鉄・守口駅前) 守口消防署 | 9月5日(火) 午前10:00～11:30 9月5日(火) 午前10:00～11:30 |
| 岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会 | 9月6日(水) 午前10:00～11:30 |
| 堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前) 堀防災協会 | 9月6日(水) 午後2:00～4:00 |
| 四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) 大阪府危険物安全協会 | 9月11日(月) 午前9:30～午後4:00 |

3. 休日・夜間コースの申込方法

休日 (定員100名)、夜間 (定員45名) コースは電話 (06-531-9717) で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受 講 会 費 (会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は、乙種は2,000円減額。

| 種 別 | 会 員 | 会 員 外 | 備 考 |
|-------|---------|---------|---------|
| 乙種4類 | 10,000円 | 12,000円 | |
| 休日コース | 14,000円 | 17,000円 | もぎテスト実施 |
| 夜間コース | 12,000円 | 14,000円 | |
| 丙 種 | 4,000円 | 5,000円 | |